

情報倫理教育における情報倫理の枠組の規定

The framework of information ethics for information ethics education

伊藤 穰

要 旨

情報化社会の急速な発達に伴い、情報倫理の必要性が高まっている。そして、高等教育においては、いかにして情報倫理教育を行うか、ということが大きな課題となった。しかし、「情報倫理」という言葉は様々な解釈がなされており、教育すべき内容や手段についても多くの議論がある。この状況は、教育現場に混乱をもたらす可能性がある。そこで本稿では、「情報倫理」という言葉について定義するのではなく、高等教育における情報倫理教育に限定したうえで、枠組みとして規定することを試みた。この枠組みは、情報倫理について、「知識・能力」という部分と、「意識・倫理観」という部分による二重構造となっている。これを示すことによって、「情報倫理」という言葉についての共通理解が促進されるものとする。

1. はじめに

情報処理技術の急速な発達、社会に大きな変化をもたらし、同時に新たな社会問題の発生を引き起こすようになった。たとえば、電子化された大量かつ詳細な個人情報が漏洩することや、インターネットを介した各種の詐欺、いわゆる「ネットいじめ」や誹謗中傷などが、メディアでも日常的に報じられている。その一方で、電子メールやウェブ、動画による通信に代表されるように、コミュニケーションが多様化したことや、個人が膨大な情報に触れ、その複製、蓄積、分析、編集などが容易にできるようになったことによって、知的生産活動のあり方についても、従来とは異なる側面が生じている。

このように大きく変化する社会を安定的かつ発展的なものとしてゆくためには、個人が、その社会に応じた新たな規範を持つ必要性が生じる。なぜなら、旧来の規範のみでは、変化する社会そのものや、そこで生きる人間との関係において、軋轢が生じる可能性があるからである。

その規範を身につけさせるための教育として、初等中等教育においては「情報モラル教育」、高等教育においては「情報倫理教育」が行われてきた。しかし、「情報モラル」や「情報倫理」という言葉については、様々な解釈がなされており、共通理解に至っていないのが現状である。

そこで本稿では、高等教育の場面に限定したうえで、情報倫理教育における情報倫理の枠組み

について提案する。また、その枠組みに基づいた授業モデル案を提示する。このことは、情報倫理教育についての共通理解の促進につながるものと考えられる。

以下、2章において、「情報倫理」という言葉についての様々な解釈について記述したのち、3章において、情報倫理教育が含むべき内容や、規定するための方針を示したうえで、二重構造による枠組みの規定を行う。4章では、その枠組みに基づいた授業モデル案を示し、5章をまとめとする。

2. 「情報倫理」についての様々な議論

2.1. 「倫理」という言葉の解釈の違い

「情報倫理」という言葉の意味を議論する際に、まず「倫理」や「道徳」、あるいは「モラル」などの言葉の定義を試みるという場合がある。

小暮⁽¹⁾は、「法律に従っていただけでは円滑な社会にならず、マナーやエチケットなどが社会通念として共有されることが必要だ」とする。そして、「道徳」は、社会の掟などの不文律に強制的に従わせる面がある一方、「倫理」は基本的に本人の合意にもとづくものだとしている。そして、「倫理とは他人から強制されるものではなく、個人が社会の一員として、自発的に自らに課す行動規範だ」と定義している。

キッザ⁽²⁾は、哲学や倫理学の歴史的な考察を概観するなかで、道徳については「正しい行動のための規則のセットである。あるいは、私たちの行動を修正し、コントロールするために用いられるシステムである。」とする。そして、倫理については、ジョンソンによる「道徳的判断をするさいに用いられる「一般的ルールや原理を与える理論、あるいは通常の直感ではなく、これらのルールを正当化する理論」である」という定義を紹介している。

辰巳⁽³⁾は、倫理は「人間の生活習慣、マナー、規約などを作る上での大原則」と説明される、とする一方で、倫理という言葉が、細かい規約を指すことがある、という指摘もしている。この説明は特定の考え方を示すのではなく、解釈の整理となっている。

静谷⁽⁴⁾は、道徳について「個人の内面にあるもの」、倫理を「個人と他者との関係の中にあるもの」と位置づけたうえで、倫理と美学との関係に着目し、情報倫理を「情報技術という試練に対する姿勢に顕在化する美学」と定義づけている。

越智⁽⁵⁾は、「情報倫理」について、私立大学情報教育協会（以下、私情協）の発行による『情報倫理概論⁽⁶⁾』（1995年）にある「情報化社会において、我々が社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るべきルールである」とう記述や、広島大学における規程の構造を根拠として、「法律に近い性格を帯びている」とし、情報倫理とルールとを同一視している。その一方で、「情報モラル」については、2000年発行による高等学校学習指導要領解説（情報編）における記述をもとに、「単なるルールの指導に留まらず、考え方や態度を身につけ

させるものである」としている。ただし、私情協は、『インターネットと情報倫理⁽⁷⁾』（1999年）において「情報倫理は、高度情報化社会の全ての構成員が持たなければならない資質である」と述べており、近年では情報倫理とルールとを同一のものとは捉えていないものと考えられる。

2.2. 「ネチケット」についての議論

情報倫理の教科書等では、一般的に、インターネット上におけるルールやマナーなどを規範化した、いわゆるネチケットについて記述されている。

それに対し、土屋⁽⁸⁾は「インターネットに関わる情報倫理とネチケットとは、内容的な偶然の一致を別にすればまったく性格を異ならせるものである」とし、さらに、「ネチケットの教育・指導によっては情報倫理的な思考が促進されることにならないことは明らか」と述べている。これは、前節における、「倫理」という言葉の定義に関する議論とつながっている。

一方、福田⁽⁹⁾は、土屋の主張に対して、自身の「長年の〈生々しい〉リテラシー教育現場の経験からすれば、大学生レベルであれば十分促進可能であると考えられ、エチケット指導の類を「情報倫理」へのきっかけとして排除することはできなかった」と述べている。

また、矢野⁽¹⁰⁾は、情報倫理について「まず思い浮かぶのは、コンピュータを扱ったり、インターネットにアクセスしたりするときのマナー、すなわち「一般ユーザーの倫理」である」とし、高校や大学などの情報教育の中心的なテーマであると述べている。

和田⁽¹¹⁾らは、法とネチケットとは本質的に別物であると指摘したうえで、「法に抵触しない不適切な行為」が行われないためには、マナーや心遣いが重要であるとし、ネチケットについて「ネチケットとは、すべての利用者が快適にネットワークを利用するためのマナー、小さな心遣いなどのようなものすべてを含んでいる」と位置づけている。

2.3. 情報倫理と情報倫理学

「情報倫理」という言葉について説明するときに、「それは、いかなるものか」という観点から述べる場合と、「それは、いかにあるべきか」あるいは「それをいかに構築すべきか」という観点から述べる場合とでは、自ずと、その考察は異質なものとなる。これは、教育現場において教育すべき事柄として捉えられる「情報倫理」と、情報倫理を学問的に追求することの違いにも相似する。しかし、一般的にはこの両者の区別があいまいであり、議論の拡散を招く恐れがある。これに対して、水谷らは「情報倫理学」という言葉を明示的に用いることによって、この両者についての区別を明らかにしている。

2.4. 議論の対立構造

これらの議論においては、概観すると、基本的な対立構造として「ルールやマナー、あるいは

法といった、外在的な制約」と、「個人が内面において、自ら構築する内在的な制約」のいずれを重視するか、ということが争点となっているものと考えられる。ただし、それぞれの議論における言葉の定義については相違が見られるため、この対立構造をもって上記の議論を単純に整理することはできない。また、個別の言葉の定義に頼って、その総体として「情報倫理」という言葉の定義を行うことも困難であるといえる。むしろ、個別の言葉の解釈の違いが原因となって、「情報倫理」という言葉の共通理解が阻害されていると捉えることもできる。

3. 情報倫理の枠組みの規定

3.1. 枠組みを規定する意義

「情報倫理」という言葉は、前章において示したように、研究者間においても様々な捉えられ方をしており、その意味や、含みうる概念について、様々な視点から議論されている。このことは必然的に、現在の教育現場における情報倫理教育の内容や方法論をも多様なものたらしめているものと考えられる。

多様であること自体は、教育の発展の可能性を多く含みうることを意味する。しかし、教育現場において「情報倫理」という言葉への共通理解がないままに教育が展開されているとすれば、教育すべき内容や方法論についての議論を成立させるための基盤の確保は困難となり、その深化を鈍らせることになる。なぜなら、議論の論点を共有できないばかりか、議論の対象自体を特定できないからである。このことは、情報倫理教育を担当する者を、そして情報倫理教育自体を混乱させることにつながる。

また一方で、大学教育においては、カリキュラムの様態によっては、情報倫理教育を担当する教員が情報倫理の専門家であるとは限らず、むしろ情報処理教育の担当者が情報倫理教育をも受け持つという運営が大半であると思われる。そのため、教育の内容が情報処理教育としての知識や関心に傾斜し、場合によっては情報セキュリティ、もしくは技術教育としての側面だけが強調されてしまう恐れもある。

これらの背景に基づき、本稿では、とくに大学における高等教育を前提として、「情報倫理」という言葉の共通理解を促進し、教育の内容や方法論についての議論を可能とすることを目的として、情報倫理教育における情報倫理の枠組みを考察し、規定することを試みる。なお、ここでいう情報倫理とは、情報倫理学において探求される情報倫理ではなく、教育すべき内容としての情報倫理を示している。

3.2. 枠組みを規定するための方針

ここで規定すべき枠組みは、まず、教育現場の現実に対応したものでなければならない。すなわち、難解な議論を含むのではなく、その構造が明確で、教員による共通理解を得やすいもので

ある必要がある。言い換えれば、現場の教員によって、具体的な教育モデルの創出が可能なものである必要がある。

また、そのためには「情報倫理」という言葉に対する様々な立場を包括しうるものであることが求められる。なぜなら、様々な議論における、ある特定の立場のみに基づいて枠組みを規定することは、従来の議論の反復もしくは拡散に留まる危険性があり、共通理解の促進につながらないと考えられるからである。すなわち、様々な立場について、単純に対立構造として捉えるのではなく、それらの関係性を整理して、枠組みの中に位置づけることを目指す必要がある。

さらに、大学教育における教育目標と一致するものである必要がある。大学でなすべき教育について、学校教育法第83条には以下のようにある。

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2. 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

情報倫理教育をこの条文に基づいて高等教育に位置づけるならば、知識を備えさせるだけでなく、道徳的かつ応用的な能力を備えさせるということが重要である、ということになる。また、それが社会の発展に寄与するものである必要もある。次節では、これらの観点を踏まえたうえで、枠組みを構築するための基礎として、情報倫理教育に含むべき内容を考察する。

3.3. 教育すべき内容についての考察

3-3-1. 教育目標の「四つの柱」

情報倫理教育に限らず、教育においては必ず教育目標が存在する。まず、教育目標を明確に設定することをとおして、そこに含むべき内容を考察する。

社会の発展に寄与するためには、社会性を備えていることが重要となる。そこでは、社会のあり方について理解したうえで、他者の人格や権利を尊重し、なおかつ、自身の発展をも可能とするための知識や行動規範を備えていることが求められる。個々人の知的生産活動の蓄積が、社会の発展に寄与するからである。この考えに基づいたうえで、個人と情報化社会との関係を、「個人と、社会」「個人と、情報そのもの」「個人と、社会を構成する他者」という3つの視点に分け、教育すべき目標を以下の四点に集約した。これを「四つの柱」と呼ぶことにする。

- a. 情報化社会の概要と特質を理解する
- b. 情報の活用方法を身につける
- c. 加害者とならないようにする

d. 被害者とならないようにする

個人の倫理観は、その個人が所属する社会のあり方に基づいて構築されるものであると考えられる。時間的、空間的、あるいは文化的な背景が異なれば、そこで備えるべき倫理観も異なるからである。すなわち、社会について理解することが、倫理観を備えるための基本となる。そして、情報倫理教育は、対象とするのは情報処理の専門家ではなく、一般的な社会生活者である学生であるから、個別の情報処理技術の獲得に留まるのではなく、より一般的な、情報化社会についての概要と特質の理解が必要なのである。

また、個人の生活においては、情報化に伴って、多様かつ多量な情報を取り扱うという場面が発生するようになった。具体的には、インターネットを介した情報の蓄積や分類、分析、編集、評価だけでなく、自ら情報発信することなどが含まれる。そして、そのためのコストが大幅に低減されたことによって、個人がいかにして、いかなる情報活用能力を身につけるか、ということが重要な課題となっている。すなわち、a. が個人と情報化社会全体との関わりを柱としているのに対し、b. は、個人と、情報そのものとの関わりを柱としている。

そして、情報化された社会における他者との関係について、利害が発生する場面を、加害と被害という両局面に分けたうえで、c. と d. では、それぞれの防止のための知識獲得を教育目標としている。

以上の「四つの柱」のそれぞれを構成する知識や、考え方を身につけさせることが、教育すべき内容として、まず導き出される。以下、個別の柱について、含むべき内容の詳細を述べる。

3-3-2. 四つの柱 その1: 情報化社会の概要と特質を理解する

情報化社会の根幹を成しているのは、情報の電子化と、その流通の高度化である。これらの概要と特質を理解するということは、すなわち、情報が電子化されるということの意味と、インターネットに代表される情報ネットワーク（以下、ネット）の仕組みについて学ぶことを意味する。

情報の電子化については、電子化の仕組みと、電子化されたことによる利便性や危険性について理解する必要がある。具体的には、情報が電子化される際には、文字、音声、画像、その他様々な形態の情報が数値に置き換えられ、電子的に記録されるということや、情報の複製が容易で、かつ劣化しにくい形態となること、数値化する際に失われる情報もある、ということなどである。また、記録媒体の発達によって、個人や組織が大量の情報を所有できるようになり、その情報の中には、個人情報に関わるような秘匿性の高い情報も含まれている、ということについての認識も必要である。とくに、個人情報については、電子化されたものは複製が容易であることから、一度漏洩したものは基本的に回収不可能であること、すなわちネット上に半永久的に存在し続けるということの理解は重要である。

また、ネットについては、その成り立ちの経緯や、仕組みの概要を理解し、ネット上での行為の意味を理解する必要がある。具体的には、インターネットは小さな情報ネットワークが相互接続したものであり、統括する組織のない共同体的な仕組みであること、すなわち利用するうえでの統一かつ厳格なルールが存在せず、利用者個人に倫理観が求められる、ということや、サーバを介して様々なサービスを享受できるという構造であることから、ネット上での行為は、すべてサーバに記録される可能性がある、ということについての理解である。とくに、表面的には匿名による行為が可能であるが、実際には匿名ではなく、個人の特定も可能であることについての理解は重要である。

3-3-3. 四つの柱 その2：情報の活用方法を身につける

ネット上には膨大な情報が公開されているが、それらを活用するうえでの留意点を押えておく必要がある。

ネット上の情報には、個人が情報発信したものが多く含まれている。これらの情報のなかには、内容が未検証なものや、根拠に基づかないものもあり、情報としての正確さは保証されない。それは、百科事典的な機能を持つ Wikipedia や、質問と応答の場を提供する OKWave などのように、不特定多数の利用者により構築される情報においても同様である。よって、情報の真偽について、常に確認する姿勢が必要となる。

また、電子化された情報は複製が容易であることから、たとえば授業のレポート課題において、ネット上の情報を安易に複製して繋ぎ合わせることで文章化することなどが、既に問題化している。これは、自らの思考をほとんど駆使しないことから、能力の向上につながらず、また、違法行為である可能性もあることを認識することが重要である。

3-3-4. 四つの柱 その3：加害者とならないようにする

社会生活を行う者には、他者を尊重し、情報にまつわる法や、規則や習慣、常識などの社会的なルール（以下、規範）に基づいて行動することが求められる。法や規範に反することは、他者の権利を侵害し、加害することになる。それを防止することは教育の果たすべき役割のひとつである。

法や規範に反する行為が発生する場面としては、行為者が当初から加害を目的とする場合と、行為者が加害の意図を持たない場合とがある。前者は総合的な人格形成に関わる部分であり、情報倫理教育としての範疇から逸脱する。一方、後者は、法や規範についての知識の有無や理解不足が、その主たる原因である可能性がある。そこで、教育においては、「学習者による法と規範についての知識獲得」という目標設定は不可避であろうと考える。

たとえば、著作権やプライバシーに関する法律に関して、何らかの知識がなければ、それらを

厳格に遵守することは難しい。また、いわゆるネチケットのよう、技術的側面の要求に基づく規範についても、初心者がそれを独力で演繹することは期待できない。

情報倫理に関わる議論に見られるように、法や規範を遵守すること自体は、倫理という概念の外にあるものと考えられる。しかし、以上の観点から、それを教育する場面が高等教育から排除されるべきではないことは言うまでもなく、むしろカリキュラム構成において情報倫理教育の一環として位置づけることは現実的な対応として妥当であると考えられる。

3-3-5. 四つの柱 その4: 被害者にならないようにする

ネット上には、様々な脅威が存在する。そして、これらの脅威は、法などによる規制によっても撲滅は困難である。すなわち、これらの脅威から身を守るには、個人が、十分な知識と能力を備えておく必要があるといえる。

なかでも、とくに注意すべきであるのが、ネット上での詐欺行為と、個人情報の漏洩、そして、悪質なソフトウェアによる被害である。ネット上での詐欺行為については、具体的な詐欺の手法と、その対処法についての知識を獲得することが有効である。また、個人情報の漏洩については、少なくとも、自ら個人情報を公開しないこと、あるいは個人情報の提供が条件となっている種々のサービスを利用することに慎重であること、などを留意すべきである。そして、悪質なソフトウェアについては、その危険性を認識し、アンチウイルスソフトの導入や、怪しいウェブサイトにはアクセスしない、などの対策を講じる必要性を認識する必要がある。

さらには、被害者となってしまった場合の対処方法についても、知識を獲得しておくことが重要である。

3.4. 核となる倫理観の醸成

前節で述べた「四つの柱」の内容は、主に、知識や能力の獲得を目指したものである。これらは、必要不可欠なものであるが、情報倫理教育としては、それだけでは不十分である。なぜならば、情報化社会において必要な知識や能力は、時間の経過に伴って変化しうるものだからである。とくに現代においてはその傾向は顕著である。著作権法は頻繁に改正がなされているほか、技術的な進歩によって、それまで常識とされていたものが忘却され、新たな常識が誕生することもある。また、ネットワークが世界規模に及ぶに至って、文化の枠を超えたコミュニケーションが行われるようになり、そこでは、日本において一般的であると考えられる事柄が、共通認識として機能しないこともありうる。また、日本国内においても、コミュニティによって規範の詳細が異なることもある。場合によっては、古い知識や能力が、社会生活において不都合をもたらすこともありうるのである。

すなわち、知識や能力の獲得という側面に偏った情報倫理教育を行うことは、短期的な効果し

か期待できないことを意味する。条文化された規範などを記憶させることを主体とする教育についても同様である。教育の効果を持続的なものとするためには、自ら知識や能力について学び、それをもとに自ら内的な規範を構築し更新してゆけるように、学習者の内面を育てる必要がある。そして、それこそが情報倫理の核となる倫理観そのものの形成であると考えられる。

学習者が自ら倫理観を形成してゆくためには、そのための動機付けが重要となる。倫理観が求められるのは、個人が他者とのコミュニケーションを図る場面、あるいは情報と接し活用する場面であることから、その動機を以下の二点に集約する。

- ・他者と円滑にコミュニケーションを行うことへの欲求
- ・危機管理の意識

他者との円滑なコミュニケーションは、他者のみならず、自らを利することにつながる。一方、そこに無用なトラブルが介在することは、相互に損失をもたらす。すなわち、「他者を尊重し、円滑なコミュニケーションを実現することには合理性がある」という認識に至ることがまず必要である。また、ネット上には特有の脅威が存在し、それらから身を守るためには、常に最新の情報を得ることが有効であるとの認識に至らしめる必要がある。とくに、「自分だけは安全である」といった根拠のない過信を払拭することは重要である。

しかしながら、これら二点の認識、ひいては倫理観そのものについて、教条的、もしくは教訓的な事柄として直接的に教育することは困難である。なぜなら、学習者本人による発見と実感が伴わなければ、動機として成立しえないからである。仮に「他者を尊重すべきである」という言葉が、それ自身で実効性を持ちうるのであれば、犯罪もトラブルもほとんど発生しないことになるが、現実はその裏付けない。よって、教育においては、学習者がこの二点の認識に至ることを大目標として見据えつつ、そのために必要な知識や能力についての教育を行う、という構造が成り立つものと考えられる。

3.5. 情報倫理の二重構造

以上の議論を踏まえ、情報倫理の枠組みとして、図1に示す二重構造を提案する。

この枠組は、核の部分と、それを取り巻く周辺部分との二重構造となっている。周辺部分は、「四つの柱」として示した教育目標のそれぞれについての、知識や能力などを示している。そして、核の部分は、「他者と円滑にコミュニケーションを行うことへの欲求」「危機管理の意識」といった動機と、それに基づく倫理観によって成り立っている。周辺部分は、社会の変化とともに変化してゆくが、核の部分は持続的なものである。そして、この二重構造の外縁を、情報倫理教育における情報倫理の枠組みと規定する。言い換えるならば、教育すべき事柄の二重構造である

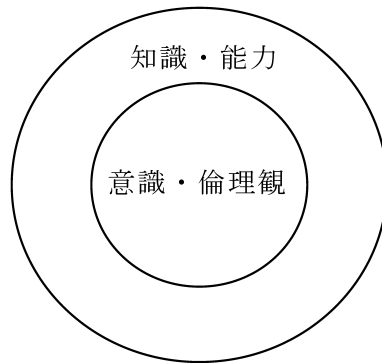


図1：情報倫理の二重構造

ともいえる。学習者は、核となる意識や倫理観と、周辺にある知識や能力などをもとにして、自らの規範を構築することとなる。

従来からの情報倫理をめぐる議論においては、インターネットの概要や、情報セキュリティについて教育することと、倫理観の醸成を目的として教育することの関係性が不明確であった。そのため、たとえば即効性を求めて知識や能力についての教育に重点を置きすぎる場合や、反対に、知識や能力の獲得は情報倫理とは無関係とする考え方もあった。それに対して、この枠組みでは、その両者を二重構造として関係づけることで、相互の必要性を表現している。

3.6. 情報倫理教育の方法論

前節の二重構造における核の部分教育するには、先述のとおり、二点の動機を直接的に教育することは困難である。そのため、周辺部分である知識や能力の教育を行う際には、その向上を図ると同時に、学習者に二点の動機が自然と備わるように導くことを意図しておく必要がある。そのための方法論としては、単に知識や能力を獲得するだけでなく、その背景にある思想を読み取ること、あるいは、様々な事例についての考察をとおして、そこから一般化される教訓などを学び取ること、などの訓練が有効であると考えられる。

たとえば、いわゆるネチケットについて、その必要性や根拠を調査し、言語として表現させることによって、ネチケットの背景にある思想や技術的背景を理解することができる。また、ネット上の詐欺についての事例に触れることによって、それが現実起こりうる被害であることを実感でき、さらには被害者が取るべき態度を考察する中で、より実践的な知識として獲得することができる。これらは、与えられた知識ではなく、自ら発見する知識であり、二重構造における核、すなわち意識や倫理観の形成へとつながるものと考えられるのである。

4. 情報倫理教育の授業モデル案

本章では、前章までの議論を踏まえたうえで、具体的な授業モデル案を示す（表1）。この授業モデル案は、先述の「四つの柱」に基づき、四つの項目から構成されている。そして、それぞれの項目について、教育すべき内容を記述している。

また、授業における時間配分の目安を、項目ごとにパーセンテージとして示している。これは、カリキュラムによって、情報倫理教育に振り分けられるコマ数に違いがあることを想定したものである。たとえば、情報倫理についての授業が2コマで実施される場合、「情報化社会の概要と特質を理解する」については、2コマのうちの20%の時間を用いるということになる。

表1 授業モデル案

<p>項目：情報化社会の概要と特質を理解する（20%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの概要 <ol style="list-style-type: none"> a. インターネットの歴史 ～ ARPANET から現代まで～ b. 国際的な分散型ネットワーク c. 基本的なプロトコルとアドレスの仕組み d. クライアントとサーバ（サーバ上にアクセス記録が残る） ・インターネットとデジタルデータ <ol style="list-style-type: none"> a. 「ビット」と「バイト」の基礎知識 b. 文字と文字コード c. デジタルは複製、送受信、改変、保存などが容易、一度流出したら回収不可能 <p>項目：情報の活用方法を身につける（20%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の情報は正確とは限らない <ol style="list-style-type: none"> a. 「思い込み」や「勘違い」、「事実誤認」に基づく情報発信 b. 根拠のない噂やデマである可能性 c. 誰もが自由に記述できる辞典サイトや質問サイトなども、誤りが含まれる場合がある（例：Wikipedia、OKWave） ・「意見」と「事実」とを見分ける ・レポート作成における「コピー&ペースト」は要注意 <ol style="list-style-type: none"> a. 「他人の受け売り」はレポートではない b. 違法行為となる場合がある <p>項目：加害者とならないようにする（30%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の情報は、不特定多数の人間がアクセスできる <ol style="list-style-type: none"> a. 発信した情報は、様々な立場や考え方の人に見られる可能性がある b. 発信した情報は、ネット上に保存され、いつ閲覧されるかもわからない ・個人情報の保護 <ol style="list-style-type: none"> a. 個人情報（個人を特定できるもの：氏名、学籍番号、生年月日、顔写真、メールアドレス等）を、インターネットで取り扱う場合には細心の注意が必要 b. 懸賞サイト、アンケートサイトの中には、個人情報の搾取を目的とするものもある c. インターネットショッピングでは、暗号化されたサイトを利用する ・他者の権利を尊重する <ol style="list-style-type: none"> a. 著作権の概要と、他人の著作物の公正な利用方法
--

- b. パブリシティ権の概要
 - ・ 電子メールのネチケット
 - a. 適切な件名をつける、本文には、署名と挨拶を必ず記入する 等
 - b. HTML メールを利用する場合は、送信相手に確認をする
 - c. サイズの大きな添付ファイルは、相手に迷惑がかかる場合や、届かない場合がある
 - d. チェーンレターを受け取っても、他人には転送しない
 - ・ 自分の内心に行動規範を持ち、お互いを尊重しあうことが大切
 - a. お互いを尊重しあえば、快適な社会へとつながる
- 項目：被害者とならないようにする（30％）**
- ・ コンピュータウイルスや、クラッキングに対する防御
 - a. コンピュータウイルスの概要と対策
 - b. クラッキングの概要と対策
 - ・ インターネット上の詐欺に対する防御
 - a. ワンクリック詐欺の概要
 - b. フィッシング詐欺の概要
 - c. オークション詐欺
 - ・ ソーシャル・エンジニアリングの手口
 - ・ 被害に遭ってしまったら
 - a. あわてずに、しかるべきところに相談する
 - b. 名誉を傷つけられた場合などは、掲示板の管理者や、プロバイダーに通報する

5. おわりに

本稿では、情報倫理教育における情報倫理の枠組みを、個人の意識や倫理観を示す「核の部分」と、情報化社会に生きるうえで必要な知識や能力による「周辺部分」による二重構造として示した。これにより、意識や倫理観と、知識や能力について、それぞれの位置づけが明確になり、情報倫理についての共通理解が促進されるものと期待できる。また、情報倫理教育の方法論についての考察を行ううえでも、教育の方向性を示すものであると考える。

謝辞

この考察にあたり、様々なご指導やご示唆を頂いた、私立大学情報教育協会情報倫理教育推進研究委員会の委員の皆様に御礼申し上げます。

参考文献

- 1 『教科書情報倫理高度情報化社会の発展と情報倫理、情報セキュリティ』「3.2 情報倫理とセキュリティ対策」. 小暮仁著. 日科技連. 2008.
- 2 『IT 社会の情報倫理』. ジョセフ・M・キッサ著、大野正英・永安幸正監訳. 日本経済評論社. 2001.
- 3 『情報化社会と情報倫理第2版』. 辰巳丈夫著. 共立出版株式会社. 2004.
- 4 『情報倫理ケーススタディ』. 静谷啓樹著. サイエンス社. 2008.
- 5 『情報倫理の構築』「第6章情報モラルの定義」. 水谷雅彦・越智貢・土屋俊編著. 新世社. 2003.
- 6 『情報倫理概論』. 私立大学情報教育協会. 1995.

- 7 『インターネットと情報倫理』. 私立大学情報教育協会. 1999.
 - 8 『情報倫理の構築』「第1章コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス」. 水谷雅彦・越智貢・土屋俊編著. 新世社. 2003.
 - 9 『情報倫理』. 福田收著. おうふう. 2005.
 - 10 『サイバー生活手帳ネットの知恵と情報倫理』. 矢野直明. 日本評論社. 2005.
 - 11 『インターネットコミュニケーション』. 和田悟・近藤佐保子共著. 培風館. 1999.
- 『ネットワーク社会の情報倫理』. 山住富也・湯浅聖記著. 近代科学社. 2005.